

令和4年12月12日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年12月12日（月）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番		5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 4番 宇藤 信喜

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 後藤 一寛
次長 芹口 孝直
参事 後藤 健一

事務局 午前中から、現場視察、ありがとうございました。
一昨年ですかね、営農型の太陽光発電ということで、下部の農地で農業をされる方々の声も聞けたので、皆さん方は特に営農はどうなっていくんだろうという疑問もあったんだろうと思いますので、いい機会になったかと思います。
それでは、ちょっと予定時刻より早めですけど始めさせていただきます。と思います。
ただいまから第9回12月期の高森町農業委員会総会を始めます。
出席が14名中1名の欠席です。
総会が成立することを宣言いたします。
それでは、早速でございますけれども、会長から御挨拶をいただきたいと思います。

会長 こんにちは。
今日は朝からの視察、お疲れさまでした。
今日はいろいろ太陽光のメガソーラーと、営農型という2つの太陽光のタイプを見ました。
去年と今年はまだ太陽光の議案というのはありませんが、これから世の中どうなるか分かりません。
ウクライナ問題とか、そういうエネルギーに伴う問題とかで、また再生可能エネルギーが取りざたされてきましたら、そういうのもあるようなことになるかもしれません。
特に太陽光のことはいろいろと勉強する機会もあるかと思うので、そのときはよろしく願います。
今日は、議案が2件ほどあります。
皆さんと一緒に審議を進めていきたいと思いますので、よろしく願います。

事務局 ありがとうございます。
それでは、早速、次第3番の議事の進行に入っていきたいと思えます。
進行のほうを会長にお願いしたいと思えます。
よろしく願います。

議長 はい。それでは、進めていきたいと思えます。

事務局 まず、「議第29号」
高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署

名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和4年12月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議事録署名になっておりますが、こちらから指名してもよろしいでしょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。それでは、今回は8番委員、9番委員のほうにお願いいたします。

次、「議第30号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年12月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。議第30号、農地法第3条審議資料の1番となっております。

これは担当委員が1番委員ですので、1番委員から説明をお願いいたします。

1番委員 これは贈与です。

譲受人、譲渡人が、左記のとおりでございます。

農業廃止による相手からの贈与ということで出されております。

補足資料については、3ページ、4ページをご覧ください。

よろしく申し上げます。

事務局 届出事由について説明させていただきます。

3条の許可基準は、申請書及び全部事項証明書などの記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、この許可申請については許可相当であると判断しております。

以上です。

議長 はい。今、説明がありましたけど、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないようですので、この議案は可決します。

「議第31号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年12月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議 長 はい。議第31号の1番も、担当委員が1番委員ですので、また1番委員から説明をお願いします。

1番委員 借受人、貸出人は、記載のとおりでございます。

工事車両の通行のため、農地の一部を借り受け、仮設道路を建設するということです。

使用貸借期間は、令和5年1月1日から令和7年12月31日の約3年間ということでございます。

補足資料については、6ページ、7ページ、8ページをご覧ください。

よろしく申し上げます。

事務局 農地の区分は第2種農地となります。

申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周辺の農地に係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であることから、立地基準についても問題ないと判断しております。

こちらは先ほど申されていたとおり、一時転用となりますので、工事が終わりましたら、元の農地に戻すということになっております。

以上です。

議 長 はい。今、事務局から説明がありましたけど、質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。質問がないようですので、この議題も可決します。

これで、全部、今日の総会の議題は終わりました。
お疲れさまでした。